（郵便省許可）　（本號八面）　明治二十四年八月廿三日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價

第三千百十五號
明治廿四年八月廿三日　日曜日
舊府辛卯七月十九日　（辛巳）

日出午前五時十分　日入午後六時二十分
月出午前九時四十分　月入午後八時四十分
兩潮午前七時三十分　午後七時五十九分

（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇略事報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を飾るより各社同一の記事を掲ぐるあと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

公費と寄金

教育に關する我輩の宿論を約言すれば凡そ人民の目に一丁字あるさは經世の害を釀すべきが故に最下等の教育は國家の義務として之を普及せしめざる可らず又文明の花とも稱すべき最高等の教育は自から經濟損得の關を離れたるものとして人民の私に叶はざるが故に所謂學の精、理の粹を究めんが爲めには公費を以て支給するも亦已むを得ずと雖も最高等以下最下等以上の教育に至ては個々人々おの〳〵その學生の利に供するものなれば他の衣服飲食と均しく銘々の私財を以て之を買はしむべし公費を投ずべき筈に非ざれば今の大學中學等はその當を得たるものと云ふ可らず之を全廢して民間の自然に一任するも天下の父兄は既に子弟教育の要用を熟知するが故に民力相應の私立學校に入るゝも又は外國に留學せしむるもありて文明の進歩に妨げなかる可きのみか濫に公費を抛て不相應の弊に陷ゐり無產の子弟を多學あらしむるよりは寧ろ智力と財力との平衡を置りて國家人民の健全を圖るに如かずと云ふに在りて發して學校競爭論となり公立學校存廢論とおりたるも要は此意に外ならざりしあり

然るに或る論者の說に公費を以て此等の教育に支給するを不可なりとせば有志者が學校に資金を寄附するも亦た不可あらざる歟若し然らずとすれば公費と云はず私費と云はず他の補給によりて無產の子弟を多學あらしむるの結果は同一なるべしと難する者あり此說たるや小學の學童も猶ほ能く其當否を撰すべき次第にして特に愛に論駁するは紙面に對して聊か世俗の思ひなきに非されども大學の大學者と云はるゝ人々にして斯る寂寥の相違に屬ふ者もあるに非ざれば新聞紙を民育の一具として成るだけ了解し易き樣暫く說明の勞を取らんに抑も公費と云ふは法律により徵收したる人民の資財にして其中央政府に集るものは國庫金と云ひ府縣郡市町村の公金と名づくべきものにして一旦法律に決したる上は溢るゝ涙を拭ふても此納金は避く可らず若しも納金に堪へずして期限に至るも猶ほ辯明かざるときは家財道具を差押へて其筋の手にて之を賣却し定めの賦課金を引去るようにして公賣處分とは此事なり其徵收せらるゝや既に此の如くある上に入りて例へば學校教育費等に使用せらるゝときは國會を經過するの外復た之に向て喙を容る可らず廣大不用の建築に不經濟を極め、三月一回出席の教師も其儘に給する等耳に聞くさへ堪へ難きあり如何ともするに由なきは則ち公費に其著るしきを見たる所あり有志の寄金は即ち然らず寄附するとせざるとは人々の隨意にして而も寄附と云へば單に富豪の餘裕を拾てゝ後を顧みざるものゝみに非ず教育上の篤志より資金を寄附しようけんとする人ゐそ多ければ其使用法に付て可否を容るゝも固より當然の勢にして萬一ろの意に適はざるときは寄附の約束を取消すべしと云はれても學校は之に對して一言を爭ふべからず之を彼の公費に比すれば其性質も其効力も素より同日の談に非ざる次第は火を覩るよりも明白なるべし假に私立學校が有志の寄金を使用するゝと彼の官公立學校が公費を使用するが如くおらしめなば天下誰ありて爲めに義捐する者ある可けんや官公立學校の當局者が法律により徵收したる公費を使用して恰も人民が寄附したるものと想像するゝとおらんには是れぞ未代までの奇談にして又ヨモ左樣のゐとはある可しとも思はれず公費と寄金とは斯る相違あるに拘はらず一概に之を他の補給ありと稱して無產の子弟を多學あらしむるの結果は兩樣同一なるべしと論ずるに至ては唯驚くの外なし日本の今日に如何程の寄附金あれば迄て公費と同樣の巨額に達すべしとは思ひも寄らざる所にして是非とも授業料を以て基本とおし無產の子弟を遠ざけざるを得ず或は同類に達するも其結果の不味なるときは有志の打捨置かざるや勿論にして當局者が公費を授じて多々せず〳〵無產の子弟を養ふと一方には授業料を徵し一方には有志の寄附を以て教育を完美あらしむるとは本來ゐれを併論すべきものにあらず此邊の區別を解せずして漫に時事新報の教育論を批評せんとするに於ては我輩は之に應接するの煩に堪へず兒戲に均しき說明を以て一日の紙上に擾したるは窃に慚ぢる所なれども之によりて有志の寄金は奚屬すべし公費の補給は不可ありとの意味を會心せしむることを得ば蓋し教育事業の幸ならんのみ

官報

○農商務省令第十一號　一昨二十一日の本欄に掲げたる農商務省令第十一號の第二行にある「北海道廳府縣」の六字は衍ありと昨日の官報に是正したり

○司法省訓令第五號

裁判所
檢事局
檢事局及區裁判所監督判事補職等ノ件ニ付左ノ通リ相定ム

一地方裁判所ノ支部ヲ置ク區裁判所ノ判事又ハ檢事ヲ地方裁判所判事又ハ檢事ニ兼補シタル處自今地方裁判所判事又ハ檢事ニ當然地方裁判所支部ノ事務ヲ取扱フヘキモノトス

二區裁判所監督判事モ亦補職スルヲ止メ自今特ニ之ヲ命スルモノトス

但シ現在ノ監督判事ハ別ニ辭令書ヲ用ヒス其區裁判所判事ニ補シ其ノ廳ノ監督ヲ命シタルモノトス

明治二十四年八月二十二日

司法大臣子爵田中不二麿呂

○逓信省訓令第八號

北海道廳
府縣

來九月一日ヨリ國郡區境堺ノ變更及町村字名ノ分合改稱等有之時ハ管内ヘノ告示相添ヘ速ニ當省ヘ報告スヘシ

明治二十四年八月二十二日

逓信大臣伯爵後藤象二郎

○逓信省告示第百八十二號

來九月一日ヨリ陸奥國二戸郡小繋郵便局ヲ同國同郡小鳥谷村ニ移シ小鳥谷郵便局ト改稱ス

明治二十四年八月二十二日

逓信大臣伯爵後藤象二郎

○逓信省告示第百八十三號

陸奥國上野郵便局ヲ沼崎郵便局ト改稱シ同局及同國尻内郵便局來九月一日ヨリ開局ス

明治二十四年八月二十二日

逓信大臣伯爵後藤象二郎

○第二豫備金支出

明治二十四年度第二豫備金支出

第五回

一金四萬八千五十七圓六十五錢二厘

虎列刺病豫防費

逓羅國盤谷府及マラッカ地方ニ於テ虎列刺病流行ノ處尙又清國上海汕頭等ニテモ該病發生シ病毒侵入ノ懸念有之ニ付之カ豫防ノ爲メ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ義內務大臣ヨリ請求奇之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月二十日勅裁ヲ得タリ

明治二十四年八月二十二日

大蔵大臣伯爵松方正義

雜報

○佛蘭西人

第五　愛情（昨日の續き）

好いお國士の男女二人が夫婦に結婚を迫りて直ちに聽かれざる時は互ひに死おんと迄煩へ焦るゝ其勢ひ矢も楯もたまらず左れども實際は之が爲めに死するもの甚だ稀あり死すればとて左まで咎むるものもなけれども左らば彌よと云ふ段に至りては愛情よりも道理に勝れて又暫らく存命へる心となり死に瀕して而して死するもの決して少し蓋し愛情の事は平原を走るよりも風浪怒濤の海を渡り峰巒重疊の山を超えて味ありとするの心より起る所なるべし請願すれども聽れず患て所水の泡とならんとする時情人雙方の間に往復する最後の艶書は下の如き意味を以て終始せり但し佛國の男女は決して日中に之を認めず夜半四邊の寂靜りし折を以て必ず認むるものと知るべし

父母は二人の情愛を知ると雖も結婚を承諾せず此上は如何にせば可ならんか到底おき緣あるべければ願くは妾が事を忘却せよ妾は忘れんとして忘るゝ能はざる所おれば死するより外詮方なし遣からぬ內必ず死する事ならん左すれば郎は他の婦人と結婚する事おるべし妾は草葉の陰りおから斯くまでに思ひのおれば貴めて思ひ出に詣でゝ一把の黃花其花を愛するは郎の心か喜ばしからん郎は此ゐとおからんか淫蕩更此意味の艶書を認めて僕を得べきや只だ一人にておれば下女に賄賂を遣けば娘に對しては忠義もの返書をも亦取次ぐなり或憐みを以て此場合に至るあれども併し左る事は世ある趣は下に記する所を愛情の奴隸とおりし佛人ゆるの好機會を得て其實際に演じて眞に抱腹絕倒風采に非雖すべき所あり忍ぶべけれども尋常一けたるものが即の頂上の順首して搔き口說くを見るべし十九世紀の衣服はへ猿の如くおるに口說く爲め赤しと云ふよりも寧の眼光りて目頃可笑しと憑皆一時に顯はれ來り實の片鱗おらば決して斯ると金つべからず其身の價も成らざればあり此趣居ありエミール　オーヴの令孃が兼てより思ひを其令孃を慕ひ未だ互ひに